

第 33 回

熊谷市農業委員会農地部会議事録
(公開用)

平成30年5月30日(水)

熊谷市農業委員会

第33回 熊谷市農業委員会農地部会議事録

1 開会・閉会の日時及び場所

- (1) 開会の日時 平成30年5月30日(水)午前9時30分
- (2) 閉会の日時 平成30年5月30日(水)午前11時9分
- (3) 場 所 めぬま農業研修センター大会議室

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 19名
- (2) 現在数 19名

3 出欠席の状況及びその氏名 下記のとおり

- (1) 出席数 18名
- (2) 欠席数 1名

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名
1	出	福田 和行	11	出	川田 久夫
2	出	村田 定吉	12	出	山本 勝市
3	出	夏目 亮一	13	出	大野 隆一
4	出	福島 敬一	14	欠	鈴木 吉明
5	出	松本 丈	15	出	茂木 友秀
6	出	木村 進	16	出	手嶋 茂春
7	出	柴田 忠雄	17	出	根岸 里次
8	出	大澤 芳明	18	出	福田 正八
9	出	閑野 高広	19	出	青木 登喜代
10	出	中川 登美夫			

4 議 案

- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について（一時転用）
- 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画について
- 議案第 5 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について
- 議案第 6 号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認通知の承認について

報告事項

- 報告事項（1） 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- 報告事項（2） 農地法第 4 条の規定による届出について
- 報告事項（3） 農地法第 5 条の規定による届出について
- 報告事項（4） 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
- 報告事項（5） 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

5 招集者 農地部会長 木村 進

6 議事進行状況 別紙のとおり

議 長 出席委員が定足数に達しましたので、ただいまから第33回農地部会を開会いたします。
(木村部会長)

本日の欠席委員は、14番鈴木吉明委員から届出がありました。議事録署名委員の指名について、お諮りいたします。議事録署名委員について、いかが取り計らいましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議長一任の声がありましたので、3番夏目亮一委員、4番福島敬一委員をお願いいたします。

また、書記は事務局職員を指名します。

本日、お手元に配付いたしました書類は、第33回農地部会提出議案であります。

今回、当農地部会において審議いたします案件は、

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について (一時転用)
- 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について
- 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画 (案) に対する意見について
- 議案第6号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認通知の承認について

以上、6件ですので、よろしく御審議願います。

事務局 事務局から提案でございますが、本日、新規就農者、2経営体の方に出席をお願いしております。このため、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての案件を先に御審議いただきたいと思っております。

議 長 ただいま、事務局から提案がありましたが、そのように進めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議 長

最初に、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてを上程し、事務局の説明を求めます。

事務局

今月の案件は議案番号105から507の403件です。また、新規就農者の案件は、議案番号は323、324、360から369です。新規就農の案件につきましては後ほど説明いたします。

まず全体の説明となりますが、総筆数は813筆、総面積は1,020,043.77㎡で、田は689筆、892,426.77㎡、畑は124筆、127,617㎡、賃貸借は457筆、670,588.77㎡、使用貸借は356筆、349,455㎡、設定の期間は、3年未満が27筆、40,107㎡、3年以上6年未満が543筆、651,568㎡、6年以上が243筆、328,368.77㎡、設定の区分は、新規の計画が287筆、329,810.77㎡、再設定の計画が526筆、690,233㎡です。

次に借受人別の内訳ですが、農地所有適格法人及び農地利用集積円滑化団体であるくまがや農協を利用したものを除いた認定農業者の借り受けは、207件で532,541.77㎡となっております。

次に農地所有適格法人の借り受けは、26件で58,806㎡、農地利用集積円滑化団体であるくまがや農協を使った借り受けは、21件で59,087㎡となっております。

また、新規就農者の借り受けは12件で36,135㎡となっております。認定農業者である農地所有適格法人及びくまがや農協を利用したものを含めた認定農業者の借り受けの件数は、247件で全体の61%となります。

上記以外の担い手の借り受けの件数は、137件で333,474㎡となっております。

以上、403件の計画は、本市における農業基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたもので、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定の各要件を満たしていると考えます。全体の説明は以上です。

続きまして、新規就農の2件について説明します。1件目は、○○○○○○○○○○です。議案書は120ページから121ページの議案番号323と324です。また、議案書資料は10ページを御覧ください。申請人は○○○地内で障害者支援施設を営ん

書に記載のとおり、昨年は〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇を当法人がやることになり、皆様のご支援のお蔭で少しずつ順調に推移をしております、地元で私たち職員と障害者が作った野菜等を食材として提供していきたいと思っています。これからの農業部門の担い手不足の解消も踏まえ、農福連携を視野に、微力ではありますが、地域の農業の発展と障害者の雇用や支援にしっかりと取り組んでいきたいと思っています。よろしくお願ひします。

議 長 営農計画書の内容についても御説明をお願いします。

申請人 〇〇です。営農計画についてですが、主に米を作付して、地産地消ということで〇〇〇の〇〇〇〇に食材を提供して、これからは野菜も含めていこうと考えています。労働力は現在職員が4名が携わっていて、他に就労支援ということで障害者が3名から4名従事しています。作付面積は記載のとおりで、これから規模を拡大していくかは決めていませんが、様子を見ながら少し手広くできるようであれば地域から農地を借りて、また就労で農業経験がある方が多くいますので、知恵や力を借りて物作りに当たっていききたいと考えています。

議 長 どうもありがとうございました。
それでは申請人に対し、営農計画等について、質疑等をお願いします。

茂木委員 米を栽培していくことになると機械を使う作業が多いと思いますが、障害者の就労はどのような作業を想定していますか。

申請人 畑を借りる計画もありますが、今回の営農計画は米となっていますので、除草とかその事前の準備に携わることになると思います。

茂木委員 一般的に機械化が進んでいる作物ですので、機械を上手に扱えないと就農という意味はないのかなと思います。地産地消として〇〇〇〇で消費をしていくことは問題はないと思います。農作業の事故には十分気を付けていただきたいと思います。

議 長 他に、質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 他に、質疑、意見等も無いようです。
本日は、どうもありがとうございました。
申請人は退席してください。
[申請人 ○○○○○○○○○○○○○ 退席]

議 長 それでは、議案番号323、324について、質疑、意見等を
求めます。
質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 特に、質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたし
ます。議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による
農用地利用集積計画についての議案番号323、324について、
本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって本案については、承認すべきものと決
しました。
次に議案番号360から369についても、申請人にお出でい
ただいております
議案書資料は13ページも併せて御覧ください。
それでは申請人の入室を認めます。

[申請人 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ 入室]

議 長 本日は、ご多忙のところ、大変御苦勞様です。
新たに農業経営を行いたいとのことですが、営農計画等につい
て御説明をお願いします。

申請人 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○の○○と申します。始めに
(○○○○ 親会社は○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○という企業で、外
○○○○ 食産業だけでなく介護施設、保育園、保険事業を国内、海外で展
○○○○ 開をしております。今回農業法人を立ち上げた理由は、親会社の
○○) 売上が5,400億円あり、店舗数も5,000店あります。こ

れから〇〇円に乗せようとした時に供給不安に陥ることが予想されるため、買うだけでなく、作りましょう、作らせてくださいということが法人を立ち上げた理由です。しかし、我々は農業は非常に新しい分野で、素人ですので、ノウハウや場所等は相談させていただきながら、スタートをしようとする事となり、埼玉県や熊谷市からご紹介をいただき、今回〇〇〇地内の2.1haからの農地を借りて始めようと考えています。ノウハウは同席している〇〇が〇〇で「〇〇〇〇〇〇」という農業生産法人を株式会社で代表を務めています。法人からノウハウや機械をお借りし、また地元の先輩や先人の方に教えていただきながら進めていきたいと考えています。法人の立ち上げは先月の4月13日で、今回の農地部会で承認をいただけたら、土づくりから始めて、真面目に末永くできるように考えています。営農計画書についてですが、始めに〇〇〇で2.1haからスタートをしますが、埼玉県、また熊谷市のなかでも皆さんの協力を得ながら、大規模な農地をお借りして作物を作りながら、先程申し上げたとおり5,000店舗ありますので、販売先もグループ内にあります。また、スーパーも150店舗を展開しておりますので、スーパーにも販売と売る側の準備はできていますが、後はどのように作っていくのかを考えています。また、大規模な土地で、大型機械を導入しながら進めていきたいと考えています。〇〇haまで拡大することを考えていますが、土地あつての話なので皆様の御協力をいただき、御紹介をいただければと思っています。メンバーの構成は私、〇〇が常駐しながら、「〇〇〇〇〇〇」の〇〇から営農指導を受け、本日は来ていませんが〇〇が生産の現場を確認します。また、同席している〇が現場に入って、生産の方をサポートします。まずは4人から始めて、面積や収穫高を拡大するなど重要な時は、〇〇から人を派遣したり、熊谷市でも〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇を展開していますので、地元の方を採用させてもらい、雇用を広げていきたいと考えています。農地の面積は2.1haから始めて、作物構成は、始めにキャベツを作り、必然的に白菜やレタスも考えています。収穫した後に玉ねぎを栽培して、来年の今頃に収穫という1年のサイクルを考えています。面積が拡大できれば、同じ野菜を栽培していくか、または別の野菜にもチャレンジしていきたいと考えています。その中で皆様の御指導をいただきながら、非常に安全で美味しいものを安定した供給量と価格でできればと考えています。機械や装備については、これから必要な物は購入し、足りない物はお借りしていきたいと

思います。現在、計画を練っているところで、これから考えていることを記載しています。よろしくをお願いします。

議長 どうもありがとうございました。
それでは、申請人に対し営農計画等について、質疑をお願いします。

茂木委員 私も〇〇〇で野菜を栽培しているので質問しますが、防除機1台は乗用ですか。

申請人 ラジコンの動噴を1台用意します。私どもで幅10mが散布できる乗用の防除機を常時貸すことを考えています。

茂木委員 乗用の防除機でないと移植をした時にすぐに草が出てしまいますので、その辺の管理も是非お願いします。

山本委員 今後の計画について、具体的にどのように展開をしていくのかに教えてください。

申請人 「〇〇〇〇〇〇」の〇〇と申します。私どもは、現在〇〇〇で約75ha、加工業務用の野菜を栽培しております。直営で約40haを若手社員〇〇名で栽培をしています。〇〇〇〇さんとの関係は、今から8年ほど前に1,200㎡余の加工施設を貸して、カット野菜、今は青ねぎ、白ねぎ、大根を毎日約13トンから15トンを加工しています。そこで約〇〇名が働いています。〇〇〇〇さんとの契約栽培で全体の半分程度を取引しています。〇〇〇〇さんが、今後玉ねぎの栽培を拡大していきたいとのことで、熊谷で農場を開設して、将来的に〇〇ha以上の規模にする計画があります。そうするとインフラが必要になるため、この4年間に国の事業をいただき、90馬力とか100馬力の大型トラクターが4台、玉ねぎの北海道仕様の大型が3台、少し小型のものが1台、その他乗用防除機を2台等、約〇〇〇〇〇円の農機具を導入させていただきました。平成30年度の国の予算配分のなかで、玉ねぎの乾燥、選果、冷蔵貯蔵施設、全体で〇〇から〇〇円の投資のなかで、国の補助を受けて今年度内に整備をしていく計画です。今後、熊谷で生産された玉ねぎは、〇〇〇で乾燥、選果、冷蔵保管を行い、皮むき、カット作業を展開していく計画です。〇〇haに限らず、なるべく多くの面積を必要とし

ているところです。

議 長 他に、質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 他に、質疑、意見等も無いようです。
本日は、どうもありがとうございました。
申請人は退席してください。

[申請人 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ 退席]

議 長 それでは、議案番号360から369について、質疑、意見等を求めます。
質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 特に、質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号360から369について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって本案については、承認すべきものと決しました。

次に、議案番号323、324、360から369の新規就農以外についての議案の審議に入ります。

それでは、議案番号323、324、360から369以外の案件について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 特に、質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号323、324、360

から369以外について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 挙手、全員です。よって本案については、承認すべきものと決しました。

次に、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 【事務局が、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての議案番号1から6について、申請地の地番・公簿地目・面積、譲渡人氏名、譲受人氏名、譲渡人及び譲受人の家族数及び従農数、権利並びに申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案番号1は、10アール当たりの売買価格は、〇〇〇円です。この案件につきましては、平成30年5月10日、中川登美夫委員、鈴木吉明委員、農業振興課角張主任、上田主事が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から今後についても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号2は、10アール当たりの売買価格は、〇〇〇円です。この案件につきましては、平成30年5月14日、森宏志委員、川田久夫委員、農業振興課角張主任、上田主事が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から今後についても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号3は、10アール当たりの売買価格は、〇〇〇円です。この案件につきましては、平成30年5月10日、中川登美夫委員、鈴木吉明委員、農業振興課角張主任、上田主事が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から今後についても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号4は、10アール当たりの売買価格は、〇〇〇円です。この案件につきましては、平成30年5月7日、夏目亮一委員、

石原敬嗣委員、事務局新井主査が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から今後についても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号5は、10アール当たりの売買価格は、〇〇〇円です。この案件につきましては、平成30年5月14日、森宏志委員、川田久夫委員、農業振興課角張主任、上田主事が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から今後についても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号6は、贈与のため10アール当たりの価格はありません。この案件につきましては、平成30年5月14日、強瀬兼一委員、福田正八委員、事務局新井主査、贅田主任が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から今後についても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議 長 事務局の説明が終わりました。
それでは案件について、質疑、意見等を求めます。
質疑、意見等ございませんか。

（ 「なし」 の声 ）

議 長 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

（ 挙手 全員 ）

議 長 挙手、全員です。よって本案については、原案のとおり許可すべきものと決しました。

次に議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 【事務局が、議案書に記載された内容のうち、議案番号ごとに最

初の申請地の地番・公簿地目・面積、他に筆がある場合は公簿地目ごとの筆数・申請合計筆数及び申請合計面積、譲渡人氏名、譲受人氏名、用途、権利、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案番号1は、農地区分は2種農地、建築物は木造2階建の計画です。

議案番号2は、農地区分は1種農地、農振除外は平成30年2月6日、転用該当条文は農地法施行令第11条第1項第2号イ、建築物は木造2階建の計画です。

議案番号3は、農地区分は1種農地、転用該当条文は農地法施行令第11条第1項第2号イ、建築物は木造2階建の計画です。申請地の形状が旗竿地になっており、路地敷部分を除いた面積は500㎡以下です。

議案番号4は、農地区分は2種農地、建築物は木造2階建の計画です。

議案番号5は、農地区分は1種農地、転用該当条文は農地法施行令第11条第1項第2号イ、建築物は木造2階建の計画です。

議案番号6は、農地区分は1種農地、転用該当条文は農地法施行令第11条第1項第2号イ、建築物は木造2階建の計画です。申請地の形状が旗竿地になっており、路地敷部分を除いた面積は500㎡以下です。

議案番号7は、農地区分は2種農地、建築物は木造2階建の計画です。

議案番号8は、農地区分は2種農地、建築物は木造2階建の計画です。

議案番号9は、農地区分は2種農地、建築物は木造2階建の計画です。

議案番号10は、農地区分は1種農地、転用該当条文は農地法施行令第11条第1項第2号イ、建築物は木造2階建の計画です。申請地は、排水路用地を含めた面積で500㎡以上となっています。

議案番号11は、農地区分は2種農地、農振除外は平成30年2月6日、建築物は鉄骨造平屋建・店舗、敷地拡張後の面積は2,518.1㎡の計画です。コンビニエンスストアの既存店舗の建替と駐車場の拡張するための申請です。

議案番号12は、農地区分は2種農地、太陽光発電施設の発電出力は690KWの計画です。今回の申請は地上権の設定です。地上権は他人の土地に工作物を所有するため、その土地に権利を

設定するものです。賃借権と異なる点は、土地に地上権の登記をして、賃借権よりも譲受人の権利が強い設定となります。

議案番号13は、農地区分は2種農地、太陽光発電施設の発電出力は49.5KWの計画です。

議案番号14は、農地区分は2種農地、太陽光発電施設の発電出力は49.5KWの計画です。この案件は平成29年6月の農地部会で公売の買受適格者証明について御審議いただき、県から証明が出されています。譲受人は公売に参加し、落札をして、今回農地法第5条の申請となりました。許可後に所有権移転がされます。買受適格者証明を出す際に、許可見込みありとの意見をいただいております。

議 長 事務局の説明が終わりました。
本案件について、質疑、意見等を求めます。
質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、本案を原案のとおり許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。
ここで10分間休憩とします。

【休憩 午前10時20分から10時30分】

議 長 会議を再開いたします。
次に、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)を上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 **【事務局が、議案書に記載された内容のうち、譲受人氏名、譲渡人氏名、申請地の所在地番・公簿地目・面積、申請内容、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について**

記述する。】

譲受人は先に審議いただきました新規就農の法人であります。営農をする上で従業員の休憩所や農機具置場、駐車場などを営農地に近い場所を探していたところ、接道や排水先などの条件が良く、適地と判断し、地権者の同意が得られたため申請に至りました。土地利用は、透水シートの上に砕石を敷き、軽量鉄骨造平屋建の農機具保管庫を兼ねた農業従事者の休憩施設を設置します。また、従業員用の駐車場や畑の苗ポット等の資材置場、出荷用の車両置場として使用する計画です。雨水・排水対策として、施設内の汚水は合併浄化槽を設置し、水路に放流し、雨水は雨水浸透枳（3ヶ所）を設置します。建物以外の雨水は自然浸透とします。周囲は土留用の板を設置します。

- 議長 事務局の説明が終わりました。
本案件について、質疑、意見等を求めます。
質疑、意見等ございませんか。
- 川田委員 圃場と申請地との距離はどれくらいあるのか。
- 事務局 利用権を設定する農地と申請地の距離は120mです。
- 夏目委員 一時転用期間が3年となっているが、ここで今後〇〇haの規模で農業をすると、3年の間にこの場所を正式に転用をするのか、それとも違う場所を探すことになるのか、どちらですか。
- 事務局 一時転用は一度農地に原状復帰してもらうため、その期間に法人が新たな場所を探していただくこととなります。
- 事務局 補足説明ですが、現時点で農地所有適格法人ではないため、県と協議した中では本申請はできないため、3年以内に農地所有適格法人になり、今回新規に2haの農地を借りて行う訳ですが、3年のうちに法人となって、しっかりとした施設にする計画です。
- 柴田委員 その場所で永久転用はできるのか。
- 事務局 県に確認をしたところ、一度農地に復元しないと不可ということですが、できるだけ無駄がないようにやりたいと思っておりますが、現状では一度農地に復元することがルールとなっております。

柴田委員 現在は2haであるが、将来を見越して規模拡大をしていくためには、施設はそのままの場所でも良いと思うが。

事務局 県は、農地所有適格法人にならないと農業用施設で転用できる立場にないという見解があり、方策として一時転用の手法にしてくださいという指導をいただいています。

議長 他に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

（ 挙手 全員 ）

議長 挙手、全員です。よって本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

次に、議案第5号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見をついてを上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 今回の配分計画は、〇〇〇・〇〇地区の再配分の案件について御審議していただきます。

貸借権の設定を受ける農地は1筆、934㎡、地目は畑、賃貸借での設定となります。設定期間は9年3カ月ですが、昨年11月から10年間で、農地の所有者から農地中間管理機構が借受けたため、終期をそれに合わせたものでございます。配分先は〇〇〇〇さんとなります。

先月、〇〇〇〇〇〇〇から、「この農地は〇〇〇交差点付近にあり、大通りに面していて農作業が困難であるため、どなたか借受けの希望があるようだったら再配分してもらえないか。」と市に相談があり、実施規程に規定されている貸付先の選定に基づき、地域内の担い手である〇〇さんに聞いてみたところ、借受けの希望があったため、計画したものです。

以上1筆の農用地利用配分計画（案）は、農地のすべてを効率的に利用して耕作等を行うことや、周辺の農地利用への影響、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたもので、各要件を満たしていると考えます。

議長 事務局の説明が終わりました。

この議案については、配分計画（案）について意見があれば、農業委員会の意見を取りまとめ、熊谷市へ回答するものです。配分計画（案）のとおり承認できるものであれば、「意見はなし」という回答をするものです。

本案件について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

（ 「なし」の声 ）

議 長 特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第5号農地中間管理事業の推進に関する法律第19号の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について、熊谷市からの協議の回答については、配分計画（案）のとおり承認し、「意見はなし」とするに賛成の委員の挙手を求めます。

（ 挙手 全員 ）

議 長 挙手、全員です。よって本案については、配分計画（案）のとおり承認すべきものとし、「意見はなし」と決しました。

次に、議案第6号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認通知の承認についてを上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 この議案は、相続税の納税猶予を受けている農地のうち、申告期限から20年が経過しようとするものについて、税務署からの依頼を受け、現地の利用状況を確認した結果について、税務署に通知するものです。税務署は農業委員会からの現地確認状況の回答や土地所有者からの申告などをもとに、納税の免除を決定することとなります。なお、議案書の右下の欄にあります英数字については、税務署の整理番号です。

【事務局が、議案書に記載された内容のうち、議案番号ごとに氏名、最初の特例農地の地番・公簿地目・面積、他に筆がある場合は公簿地目ごとの筆数・申請合計筆数及び申請合計面積、利用状況・特記事項、現地確認年月日、確認農業委員と事務局職員を朗読する。】

議 長 事務局の説明が終わりました。

議案番号2については、川田久夫委員が現地確認を行っておりますので、報告をお願いします。

川田委員 議案番号2について、意見等を申し上げます。5月14日、森委員、農業振興課角張主任、上田主事と私と4人で現地確認を行った結果、すべての農地は適正に耕作されていたことを確認しましたので、ここに報告いたします。

議長 次に議案番号3については、根岸里次委員が現地確認を行っておりますので、報告をお願いします。

根岸委員 議案番号3について、意見等を申し上げます。5月9日、事務局新井主査と私で現地確認を行った結果、すべての農地は適正に耕作されていたことを確認しましたので、ここに報告いたします。

木村委員 議案番号4、7、8については、私、木村と水野勝委員が現地確認を行っておりますので、私、木村が報告をいたします。

議案番号4について、意見等を申し上げます。5月14日、水野勝委員、江南行政センター野本副所長、上山主査と私で現地確認を行った結果、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇については、保全管理されていること、その他の農地は適正に耕作されていることを確認しましたので、ここに報告いたします。

議案番号7について、意見等を申し上げます。5月14日、水野勝委員、江南行政センター野本副所長、上山主査と私で現地確認を行った結果、〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇については、竹林となっていること、〇〇〇〇〇〇〇〇〇は草木が生い茂っており管理されていないこと、その他の農地は適正に耕作されていることを確認しましたので、ここに報告いたします。

議案番号8について、意見等を申し上げます。5月14日、水野勝委員、江南行政センター野本副所長、上山主査と私で現地確認を行った結果、すべての農地は適正に耕作されていることを確認しましたので、ここに報告いたします。

議長 それでは、本案件について、質疑、意見等を求めます。
質疑、意見等ございませんか。

柴田委員 農地の納税猶予を受けていても、何かあれば、後々にいろいろな面で大変なことになってくると思う。納税猶予を受けている時に問題がないように説明をしても良いのではないかと思います。

議 長 猶予の対象地が途中で農地以外になれば、その時点で納税猶予が受けられなくなる訳です。

事務局 納税猶予を受けている土地の一部を解除することもできます。その時、税務署に解除の手続きをして、対象地の分の相続税と猶予を受けている間の利子税がかかってくると思いますが、税務署が金額を計算しますので、過去にその金額を払って、一部の農地を解除した方もおります。

柴田委員 そういうことが分からない人も多いと思います。実際に20万、30万円で売り買いしている土地なら評価額は高くないと思う。私も相当の面積を持っているのでやってみたが、猶予される金額は〇〇〇円程度であったため止めました。

議 長 基本的に農業委員会としては、対象地の現状がどのようになっているかを確認することで良いと思います。

茂木委員 今出ている案件は、20年前の時は税金が高いという認識があつて申請をしたと思う。

夏目委員 納税猶予制度のきっかけは、農林省サイドから大蔵省に対し、強く要望をして、租税特別措置法が制定されたけれど、現在は入口の審査案件は出てきていない状況です。20年より前の時は、土地の価格も高く、制度への関心ももたれたけれど、現在は土地の価値がほとんどないため、案件に上がってこないことから、新たに申請は出ていないと思います。20年経過する出口調査で、納税を免除しますということを前提にしたもので、これからはばらくは申請は出てこないと思います。

議 長 他に質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。議案第6号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認通知の承認について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手、全員です。よって本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。

以上で、全議案の審議が終了しましたが、最後に報告事項に入ります。報告事項については、専決処理済みですが、報告事項全体について、質疑がありましたらお願いします。

(発言なし)

議 長 よろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議 長 質疑、意見等も無いようですので、報告事項はすべて了承されました。

以上で議案、報告事項すべて終了しましたので、議長の職を解かせていただきます。ご協力いただきありがとうございました。

農業委員会事務局職員

局長

増田 啓良

次長

遠藤 健司

主幹兼農地係長

大沢 昌徳

主査

新井 良和

主任

贅田 敦嗣

農業振興課主査

杉本 正代

農業振興課主任

角張 圭太

農業振興課主事

上田 彩香

江南行政センター主査

上山 奈保美

平成30年5月30日

熊谷市農業委員会

会 長 松 本 丈 ⑩

議 長 木 村 進 ⑩

署名委員 夏 目 亮 一 ⑩

署名委員 福 島 敬 一 ⑩